

確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会
開催要綱

1. 趣旨

令和7年6月20日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年法律第74号）が公布され、本年4月から企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出による制限の撤廃、12月からは個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限の引上げ、さらに、同法の公布から5年以内に企業年金の運用の見える化（情報開示）として厚生労働省における情報の集約・公表が行われる。加えて、本年12月からは企業型・個人型確定拠出年金の両方の拠出限度額の引上げが行われる予定である。

確定拠出年金制度においては、更なる効率化・簡素化等が指摘をされているところ、今回の制度改正の着実な施行に取り組みつつ、今後も私的年金制度の更なる普及・促進を図るため、制度の運用改善等に関する議論を引き続き進めていく必要がある。

こうした背景のもと、年金局長の招集により、関連分野の有識者で構成する懇談会を開催する。

2. 議事

以下の点について、有識者等との意見交換等を行う。

- (1) 確定拠出年金制度の運用改善等に関すること
- (2) その他必要な事項

3. 構成員

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出するものとする。

4. 運営

- (1) 本懇談会は、厚生労働省年金局長が構成員の招集を求めて開催する。
- (2) 本懇談会においては、座長の判断により、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

- (3) 本懇談会の庶務は、厚生労働省年金局企業年金・個人年金課において行う。
- (4) 本懇談会は原則公開とする。ただし、公開することにより個人等に不利益を及ぼす恐れがあるなど、特段の事情がある場合には、座長の判断により非公開とすることができる。なお、非公開とする場合はその理由を明示するとともに、座長の認める範囲において、議事要旨並びに会議資料を公開する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本懇談会の運営に関して必要な事項は、本懇談会において定める。

(別紙)

確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会
構成員名簿

氏名	所属・役職
おおえかよ 大江加代	NPO 法人確定拠出年金教育協会理事兼主任研究員
おのゆり 小野由理	株式会社三菱総合研究所 BA・AI 事業部門長
たにうちよういち 谷内陽一	名古屋経済大学経済学部教授
もりとひでゆき 森戸英幸	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
よりふじたいき 頼藤太希	中央大学客員講師
わたなべきぬこ 渡邊絹子	筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

(五十音順、敬称略)